

議案第67号

日進市印鑑条例の一部改正について

日進市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行による住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、日進市印鑑条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 印鑑登録原票に登録する事項として住民票に記載がされている旧氏を追加する。
- (2) 住民票に旧氏の記載がされている場合の印鑑登録証明書に記載する事項に当該旧氏を追加する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市印鑑条例(昭和62年日進町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>若しくは通称(<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>)又は氏名、<u>旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 前項第1号及び第2号にかかわらず外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されてい</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市の住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 前項第1号及び第2号にかかわらず外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>

る印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(5) 略

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(7) 略

2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調整する。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。))により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 略

(2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民

(登録事項)

第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(5) 略

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(7) 略

2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープ(磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。第11条において同じ。)をもって調整する。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。))について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 略

(2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称

票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)

(3) 略

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したこと(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなつたこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知つたときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

2・3 略

が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(3) 略

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したこと(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなつたこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)その他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知つたときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

2・3 略

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。